

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)関係

(注)アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>省略用語例</p> <p>.....</p> <p><u>上場株式等の優遇税率の特例</u>.....措法第 37 条の 11 第 1 項に規定する特例をいう。</p> <p>.....</p> <p>措置法第 37 条の 10 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(株式等の譲渡に係る所得区分)</p> <p><u>37 の 10 - 2 株式等の譲渡(株式等証券投資信託等(租税特別措置法第 37 条の 10 第 5 項に規定する株式等証券投資信託等をいう。以下この項において同じ。))の終了又は株式等証券投資信託等の一部の解約を含む。以下この項において同じ。)</u>による所得が事業所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡所得に該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定するのであるが、その者の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、次に掲げる株式等の譲渡による部分の所得については、譲渡所得として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1)</p> <p>イ 証券取引法第 2 条第 16 項に規定する.....</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>ホ</p> <p>ヘ</p> <p>ト <u>措置法第 37 条の 10 第 5 項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券</u></p>	<p>省略用語例</p> <p>.....</p> <p><u>上場株式等の軽減税率の特例</u>.....措法第 37 条の 11 第 1 項に規定する特例をいう。</p> <p>.....</p> <p>措置法第 37 条の 10 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(株式等の譲渡に係る所得区分)</p> <p>37 の 10 - 2 株式等の譲渡による所得が事業所得若しくは雑所得に該当するか又は譲渡所得に該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定するのであるが、その者の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、次に掲げる株式等の譲渡による部分の所得については、譲渡所得として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1)</p> <p>イ 証券取引法第 2 条第 14 項に規定する.....</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>ホ</p> <p>ヘ</p>

改正後	改正前
<p><u>の募集が公募（同法第37条の11第1項に規定する公募をいう。）により行われたものの受益証券</u></p> <p>チ 特定投資法人（同項に規定する特定投資法人をいう。）の投資口</p> <p>(2)</p> <p>(注)。</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の金額の計算）</p> <p>37の10-3。</p> <p>(1) 措置法令第25条の9第7項の規定により、.。</p> <p>(2) 株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の8第1項及び第25条の9第6項の規定により、当該損失の金額を他の株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。</p> <p>(3)。</p> <p>(4)。</p> <p>(5)。</p> <p>(6)。</p> <p>(注) 上記(1)から(4)までの計算に当たっては、措置法令第25条の8第1項、<u>第25条の9第6項及び第7項</u>の規定により、まず、それぞれの譲渡を次の区分(以下「譲渡区分」という。)ごとに行うことに留意する。</p> <p>「公開等」</p> <p>「上場」</p> <p>「未公開」</p> <p>（普通株式と種類株式が発行されている場合の取得価額の計算）</p> <p>37の10-9 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、法人の発行する普通株式と種類株式とを有する場合には、その種類株式の権利内容等からみて、当該種類株式が普通株式の</p>	<p>(2)</p> <p>(注)。</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の金額の計算）</p> <p>37の10-3。</p> <p>(1) 措置法令第25条の9第5項の規定により、.。</p> <p>(2) 株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額のいずれかに、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の8第1項及び第25条の9第4項の規定により、当該損失の金額を他の株式等に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得の金額から控除する。</p> <p>(3)。</p> <p>(4)。</p> <p>(5)。</p> <p>(6)。</p> <p>(注) 上記(1)から(4)までの計算に当たっては、措置法令第25条の8第1項、<u>第25条の9第4項及び第5項</u>の規定により、まず、それぞれの譲渡を次の区分(以下「譲渡区分」という。)ごとに行うことに留意する。</p> <p>「公開」</p> <p>「上場」</p> <p>「未公開」</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>価額と異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、当該種類株式は普通株式と異なる銘柄の株式として、所得税法令第 105 条第 1 項(有価証券の評価の方法)の規定を適用するものとする。</p> <p>(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額) 37 の 10 - 9 の 2</p> <p>(有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額) 37 の 10 - 9 の 3 証券取引法第 2 条第 21 項に規定する</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(公開等株式等に係る譲渡所得の金額) 37 の 10 - 21 措置法令第 25 条の 8 第 1 項第 1 号に規定する「公開等株式等に係る譲渡所得等の金額」とは、措置法第 37 条の 10 第 2 項又は第 37 条の 13 の 3 第 1 項の規定の適用がある株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいうこととされているが、この場合において、同項に規定する特定株式の譲渡(同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する上場等の日以後 1 年以内に行われる譲渡で同項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。)について同法第 37 条の 13 の 3 第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の申告がないときであっても、当該譲渡は、同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式等の譲渡に該当するので、当該譲渡に係る株式等の譲渡による譲渡所得の金額は、「公開等株式等に係る譲渡所得の金額」に該当することに留意する。なお、<u>公開等株式等</u>に係る事業所得又は雑所得の金額についても同様とする。</p> <p>措置法第 37 条の 11 《上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p>	<p>(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額) 37 の 10 - 9</p> <p>(有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額) 37 の 10 - 9 の 2 証券取引法第 2 条第 19 項に規定する</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(公開株式等に係る譲渡所得の金額) 37 の 10 - 21 措置法令第 25 条の 8 第 1 項第 1 号に規定する「公開株式等に係る譲渡所得等の金額」とは、措置法第 37 条の 10 第 2 項又は第 37 条の 13 の 3 第 1 項の規定の適用がある株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいうこととされているが、この場合において、同項に規定する特定株式の譲渡(同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する上場等の日以後 1 年以内に行われる譲渡で同項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。)について同法第 37 条の 13 の 3 第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の申告がないときであっても、当該譲渡は、同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式等の譲渡に該当するので、当該譲渡に係る株式等の譲渡による譲渡所得の金額は、「<u>公開株式等</u>に係る譲渡所得の金額」に該当することに留意する。なお、<u>公開株式等</u>に係る事業所得又は雑所得の金額についても同様とする。</p> <p>措置法第 37 条の 11 《上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p>

改正後	改正前
<p>(<u>上場株式等の優遇税率の特例と新規公開株式等に係る2分の1課税の特例との関係</u>)</p> <p>37の11-1 措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡をした場合で、当該譲渡について「<u>新規公開株式等に係る2分の1課税の特例</u>」の適用がある場合には、「<u>上場株式等の優遇税率の特例</u>」は「<u>新規公開株式等に係る2分の1課税の特例</u>」の適用後の金額に適用することとなるのであるが、<u>同条第1項</u>の規定が適用される平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間は、<u>同条第2項</u>の規定により、「<u>新規公開株式等に係る2分の1課税の特例</u>」の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(<u>株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用</u>)</p> <p>37の11-3 措置法第37条の11第1項の規定の適用に当たっては、……………。</p> <p>措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係</p> <p>(<u>上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等における取扱い</u>)</p> <p>37の11の2-12 「上場株式等の取得費の特例」を適用することにより生じた譲渡所得の損失の金額は、措置法令第25条の8第1項、第25条の9第6項及び第7項に規定する計算並びに「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上、控除することができることに留意する。……………。</p> <p>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</p> <p>(<u>特定口座内保管上場株式等を現渡した場合</u>)</p> <p>37の11の3-2 措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する特定信用取引等勘定において行った上場株式等の売付けの信用取引につき、当該信用取引の決済を当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の引渡し(いわゆる現渡しの方法をいう。)により行った場</p>	<p>(<u>上場株式等の軽減税率の特例と新規公開株式等に係る2分の1課税の特例との関係</u>)</p> <p>37の11-1 措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡をした場合で、当該譲渡について「<u>新規公開株式等に係る2分の1課税の特例</u>」の適用がある場合には、「<u>上場株式等の軽減税率の特例</u>」は「<u>新規公開株式等に係る2分の1課税の特例</u>」の適用後の金額に適用することとなるのであるが、<u>同条第2項</u>の規定が適用される平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間は、<u>同条第3項</u>の規定により、「<u>新規公開株式等に係る2分の1課税の特例</u>」の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(<u>株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用</u>)</p> <p>37の11-3 措置法第37条の11第1項及び第2項の規定の適用に当たっては、……………。</p> <p>措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係</p> <p>(<u>上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等における取扱い</u>)</p> <p>37の11の2-12 「上場株式等の取得費の特例」を適用することにより生じた譲渡所得の損失の金額は、措置法令第25条の8第1項、第25条の9第4項及び第5項に規定する計算並びに「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用上、控除することができることに留意する。……………。</p> <p>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</p> <p>(<u>特定口座内保管上場株式等を現渡した場合</u>)</p> <p>37の11の3-2 措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する特定信用取引等勘定において行った上場株式等の売付けの信用取引につき、当該信用取引の決済を当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の引渡し(いわゆる現渡しの方法をいう。)により行った場</p>

改正後	改正前
<p>合には、その特定口座内保管上場株式等の引渡しは同項第2号に規定する<u>証券業者等</u>への売委託の方法による譲渡に該当するとみなされるのであるから留意する。</p> <p>(特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計) 37の11の3-4</p> <p>(1) 居住者等有する特定口座が2以上ある場合には、<u>証券業者等</u>から交付を受けた同条第7項に規定する報告書(以下37の11の5-3までにおいて「特定口座年間取引報告書」という。)に基づき、それぞれの特定口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の各欄の金額を合計する。</p> <p>(2)</p> <p>措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に係る源泉徴収等の特例》関係</p> <p>(他の証券業者等を通じて行う譲渡) 37の11の4-2 措置法第37条の11の4第1項に規定する証券業者等が、同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をしようとする者(以下この項において「株式等の譲渡者」という。)から売委託を受け、他の<u>証券業者等</u>を通じて譲渡した場合であっても、同条第1項又は第4項の規定により所得税を徴収又は還付すべき者は、株式等の譲渡者から売委託を受けた証券業者等であることを留意する。</p> <p>措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式の譲渡による所得》関係</p> <p>(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算) 37の11の5-3</p> <p>(1) まず、申告しようとする源泉徴収選択口座が2以上ある場合には、<u>証券業者等</u>から交付を受けた当該源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書に基づき、それぞれの特定</p>	<p>合には、その特定口座内保管上場株式等の引渡しは同項第2号に規定する<u>証券業者</u>への売委託の方法による譲渡に該当するとみなされるのであるから留意する。</p> <p>(特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計) 37の11の3-4</p> <p>(1) 居住者等有する特定口座が2以上ある場合には、<u>証券業者</u>から交付を受けた同条第7項に規定する報告書(以下37の11の5-3までにおいて「特定口座年間取引報告書」という。)に基づき、それぞれの特定口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の各欄の金額を合計する。</p> <p>(2)</p> <p>措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に係る源泉徴収等の特例》関係</p> <p>(他の証券業者を通じて行う譲渡) 37の11の4-2 措置法第37条の11の4第1項に規定する証券業者が、同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をしようとする者(以下この項において「株式等の譲渡者」という。)から売委託を受け、他の<u>証券業者</u>を通じて譲渡した場合であっても、同条第1項又は第4項の規定により所得税を徴収又は還付すべき者は、株式等の譲渡者から売委託を受けた証券業者であることを留意する。</p> <p>措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式の譲渡による所得》関係</p> <p>(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算) 37の11の5-3</p> <p>(1) まず、申告しようとする源泉徴収選択口座が2以上ある場合には、<u>証券業者</u>から交付を受けた当該源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書に基づき、それぞれの特定口</p>

改正後	改正前
<p>口座年間取引報告書に記載された年間取引損益の各欄の金額を合計する。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(控除対象額の控除の順序)</p> <p>37の13-4 控除対象額の控除は、措置法令第25条の12第2項に規定するところにより行うのであるが、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額が2以上の譲渡区分(37の10-3の注書きに定める「公開等」、「上場」又は「未公開」の区分をいう。)に係る金額からなっている場合の当該控除対象額の控除は、「公開等」に係る金額、「上場」に係る金額又は「未公開」に係る金額の順に行うのであるから留意する。</p> <p>措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(「特定残株数」の意義)</p> <p>37の13の3-1 措置法令第25条の12の2第10項に規定する「特定残株数」は、<u>特定株式を払込みにより取得した居住者等が、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡をした場合において、これらの株式(次項までにおいて「同一銘柄株式」という。)の当該譲渡の時の直前において同令第25条の12の2第12項に規定するところにより計算し、当該譲渡が措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡に該当する場合においては、措置法令第25条の12の3第3項の規定により計算するのであるが、同項の規定の適用に当たり、同一銘柄株式の譲渡の時の直前における当該特定残株数が同項に規定する取得期間内に払込みにより取得をした特定株式の数を超える場合には、同項の規定により当該特定</u></p>	<p>座年間取引報告書に記載された年間取引損益の各欄の金額を合計する。</p> <p>(2) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(3) ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(控除対象額の控除の順序)</p> <p>37の13-4 控除対象額の控除は、措置法令第25条の12第2項に規定するところにより行うのであるが、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額が2以上の譲渡区分(37の10-3の注書きに定める「公開」、「上場」又は「未公開」の区分をいう。)に係る金額からなっている場合の当該控除対象額の控除は、「公開」に係る金額、「上場」に係る金額又は「未公開」に係る金額の順に行うのであるから留意する。</p> <p>措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(「特定残株数」の意義)</p> <p>37の13の3-1 措置法令第25条の12の2第10項に規定する「特定残株数」は、<u>特定中小会社(措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社をいい、当該特定中小会社であった株式会社を含む。)</u>が発行した株式に係る上場等の日の前日においては、<u>措置法令第25条の12の2第12項に規定するところにより、当該上場等の日から同日以後3年を経過する日までの期間内においては、同令第25条の12の3第3項に規定するところによるのであるから留意する。</u></p> <p>したがって、<u>特定株式を払込みにより取得した居住者等が、当該上場等の日以後3年以内に、当該払込みにより取得をした特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものの譲渡をした場合におい</u></p>

改正後	改正前
<p><u>残株数を計算して差し支えない。</u></p> <p>したがって、<u>上場等の日（措置法第37条の13の3第1項に規定する上場等の日をいう。）以後1年以内に譲渡した同一銘柄株式のうち措置法令第25条の12の3第3項に規定する取得期間内に払込みにより取得した特定株式がないときには、同項に規定するところにより同令第25条の12の2第12項に規定する「特定残株数」はないこととなるので、措置法第37条の10第2項の規定の適用に当たり、当該譲渡された株式の所有期間を判定する場合には、37の10-19及び37の10-22に定めるところによることとなる。</u></p> <p>（特例対象特定株式に該当するかどうかの判定）</p> <p>37の13の3-2 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用対象となる特定株式とは、居住者等が平成12年4月1日（同法第37条の13第1項第2号又は第3号に定める株式に該当する場合には平成16年4月1日）から特定株式の譲渡（措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）をした日の3年前の日の前日（同日が平成17年4月1日以後の日であるときには、同年3月31日）までの期間内に払込みにより取得をした特定株式で、<u>その譲渡の日においてその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が3年を超えるものをいう（以下この項において当該特定株式を「特例対象特定株式」という。）</u>のであるが、居住者等が特例対象特定株式を有している場合において、当該居住者等がその有する同一銘柄株式のうちの一部を譲渡したときの当該譲渡した株式が特例対象特定株式に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>当該譲渡をした時の直前における特定残株数が、当該特例対象特定株式数を超える場合には、当該特定残株数は、当該超える数を当該特定残株数から控除した数とされ、この場合の当該控除した数に係る当該特定残株数は、当該特例対象特定株式に係るものとされること。</u></p> <p>(2) <u>当該譲渡をした時の直前における特定残株数が、当該特例対象特定株式数を超えない場合には、当該特定残株数は、当該特例対象特定株式に係るものとされること。</u></p>	<p><u>て、これらの株式（次項において「同一銘柄株式」という。）のうち同項に規定する取得期間内に払込みにより取得した特定株式がないときには、同項に規定するところにより同令第25条の12の2第12項に規定する「特定残株数」はないこととなるので、措置法第37条の10第2項の規定の適用に当たり、当該譲渡された株式の所有期間を判定する場合には、37の10-19及び37の10-22に定めるところによることとなる。</u></p> <p>（公開特定株式に該当するかどうかの判定）</p> <p>37の13の3-2 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用対象となる特定株式とは、居住者等が平成12年4月1日から上場等の日（同項に規定する上場等の日をいう。以下この項において同じ。）の3年前の日の前日（同日が平成17年4月1日以後の日であるときには、同年3月31日）までの期間内に払込みにより取得をした特定株式で、<u>その上場等の日においてその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が3年を超えるものをいう（以下この項において当該特定株式を「公開特定株式」という。）</u>のであるが、居住者等が公開特定株式を取得している場合において、当該居住者等がその有する同一銘柄株式のうちの一部を譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）したときの当該譲渡した株式が公開特定株式に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>当該上場等の日の前日における特定残株数が、当該公開特定株式数を超える場合には、当該上場等の日から同日以後3年を経過する日までの期間内における特定残株数は、当該超える数を当該特定残株数から控除した数とされ、この場合の当該控除した数に係る当該特定残株数は、当該公開特定株式に係るものとされること。</u></p> <p>(2) <u>当該上場等の日の前日における特定残株数が、当該公開特定株式数を超えない場合には、当該上場等の日から同日以後3年を経過する日までの期間内における特定残株数は、当該公開特定株式に係るものとされること。</u></p>

新 旧 対 照 表

第 2 「所得税基本通達」(法令解釈通達)関係

(注)アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法第 5 9 条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)</p> <p>59 - 6 法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む。以下この項において「株式等」という。)である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23~35 共 - 9 に準じて算定した価額による。この場合、<u>23~35 共 - 9 の(5)二</u>に定める「1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審(資)17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)の 178 から 189-7 まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定した価額とする。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>(3)。</p> <p>(4)。</p>	<p style="text-align: center;">法第 5 9 条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)</p> <p>59 - 6 法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む。以下この項において「株式等」という。)である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23~35 共 - 9 に準じて算定した価額による。この場合、<u>23~35 共 - 9 の(4)二</u>に定める「1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審(資)17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)の 178 から 189-7 まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定した価額とする。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>(3)。</p> <p>(4)。</p>